

公立大学法人名古屋市立大学における競争的研究費の直接経費から 研究代表者（PI）等の人件費を支出することに関する財源の活用方針

令和 6 年 10 月 7 日

「競争的研究費における制度改善について」（令和 2 年 10 月 26 日文部科学省事務連絡）に基づき、PI 人件費支出により確保した財源について、以下のとおり活用方針を定める。また、各府省庁が公募する競争的研究費以外の研究費や、民間からの受託・共同研究費等においても、PI 人件費支出が可能な研究費については、本方針に沿って活用する。

1 目標

公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）の研究力向上を目指し、研究者が意欲的に研究活動へ従事できるよう、処遇の改善を図る。

2 使途

- ・直接経費から人件費を支出した研究代表者及び研究分担者への処遇改善（研究者自身へのインセンティブ付与）
- ・特任教員の雇用安定化（特任教員が自ら獲得した研究費から自身の人件費の捻出）

3 留意事項等

- ・直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため研究代表者等本人の自発的な希望により判断するものであり、本学が強制するものではない。
- ・本方針については本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・本方針に定めるもののほか、本方針における研究代表者等との具体的な使途の合意形成や個別の事務手続等、PI 人件費の支出に関し必要な事項は別に定める。